

狛江市小規模企業事業資金

(旧)狛江市小口零細企業事業資金

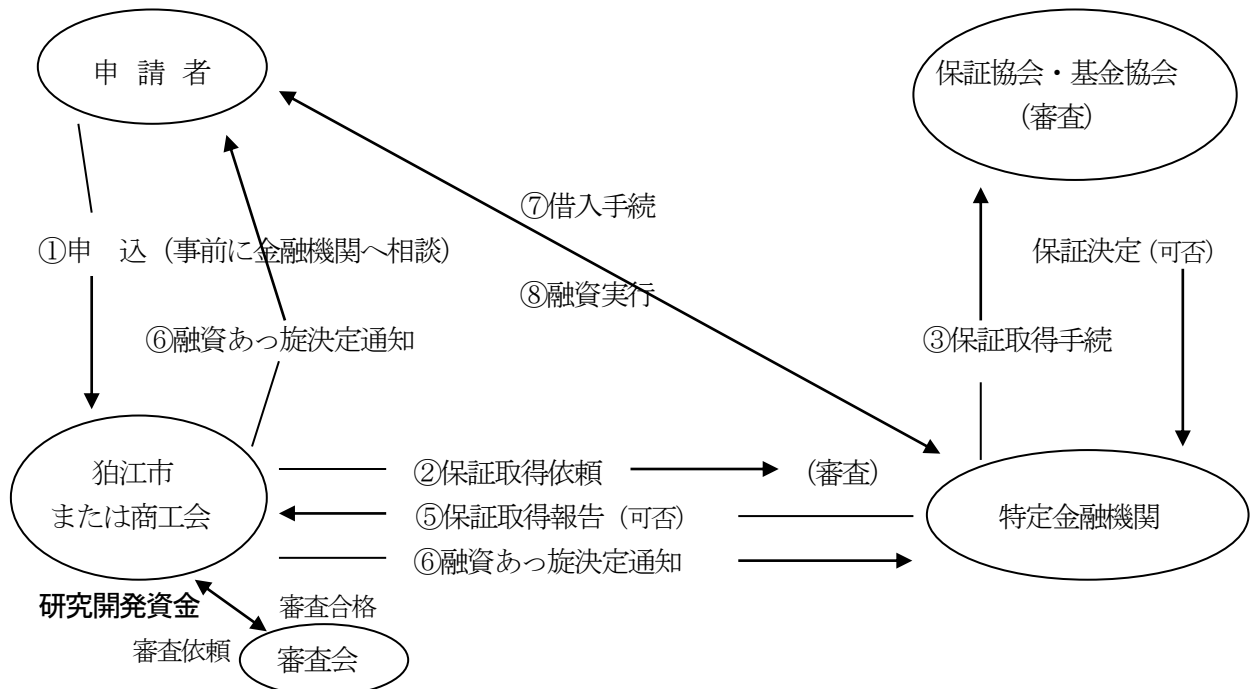
《融資あっ旋制度のご案内》

狛江市では、市内の小規模企業者への安定的な資金調達を促進し、経営の安定を図ることを目的に、特定金融機関の協力を得て、融資のあっ旋を行っています。ご利用いただくことにより、利子及び信用保証料の一部を補助しています。

1. 融資あっ旋の概要

資金の用途		運転資金	設備資金	創業資金	研究開発資金
融資あっ旋額		500万円以内	500万円以内	500万円以内	500万円以内
償還期間		5年以内※6か月の据置期間を含む	5年以内※6か月の据置期間を含む	5年以内※6か月の据置期間を含む	5年以内※6か月の据置期間を含む
融資利率		2.0%			
負担割合	事業主負担	1.0%		0.5%	無
	市役所負担	1.0%		1.5%	2.0%
連帯保証人	個人事業主	東京信用保証協会の保証を得る場合保証協会の判断による			
	法人事業者	融資あっ旋を受けようとする額にかかわらず法人の代表者			
保証付融資		保証協会は、保証金額及び保証期間により信用保証料を徴収します。 ※運転及び設備は、この制度利用による融資あっ旋額に相当する信用保証料の1/2を、創業及び研究開発はこの制度利用による融資あっ旋額に相当する信用保証料の全額を市が補助します。			
申込受付期間		平成29年4月1日～平成30年3月31日			

2. 申請から融資実行までの流れ



※申請は、事業主本人が行ってください。(代理人の場合は、必ず委任状(任意様式)を提出のこと)

※取引のある特定金融機関(4ページ参照)がありましたら、事前に市の融資あっ旋を受けたい旨を事前にご相談ください。

3. 融資あっ旋の要件

I 運転資金・設備資金・創業資金・研究開発資金に共通の要件

- (1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項に定める小規模企業者であり、次の要件を備えていること。
 - ・ 常時使用する従業員の数が 20 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業については 5 人）以下の会社及び個人であって、「特定事業」を営んでいること。
- ※ 特定事業とは、中小企業信用保険法施行令第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業であり、以下に掲げる業種以外の業種をいいます。
 - ① 農業 ② 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く） ③ 漁業
 - ④ 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
- (2) **本融資あっ旋制度も含め、東京信用保証協会の保証付融資の合計残高が 1,250 万円以下であること（申込みの前に、金融機関若しくは信用保証協会での合計残高の確認をしてください）。**
- (3) 個人事業主は市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 個人の場合は申込者、法人の場合は代表者及び当該法人に対して市区町村税が課税され、すでに納期の経過した市区町村税を完納していること。
- (5) 事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、返済見込があること。
- (6) 東京信用保証協会の保証対象業種であること。
- (7) 現在、狛江市小規模企業事業資金融資あっ旋（平成 24 年度までは狛江市小口零細企業事業資金融資あっ旋）を受けた融資金を償還中でないこと。ただし、借り換えの場合は除く（原則同一の金融機関とする）。

II 運転資金・設備資金の要件

- (1) 個人の場合は、東京都内に営業の本拠を有し、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 法人の場合は、市内に主たる事務所を有し、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

III 創業資金の要件（1）はア・イ・ウいずれかに該当のこと

- (1) ア：事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
イ：事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。
ウ：法人が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。
- (2) ア：創業を行った個人の場合は、市内で事業開始後 1 年未満であること。
イ：創業を行った法人の場合は、市内で法人設立後 1 年未満であること。
- (3) 法人の場合は、設立登記の際の本店所在地が市内であること。
- (4) 融資を受けた日から 6 月以内に創業すること。

IV 研究開発資金の要件

- (1) 個人の場合は、市内に営業の本拠を有し、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 法人の場合は、市内に主たる事務所を有し、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

V その他

- (1) 運転資金・設備資金・創業資金の申込みについては、いずれか 1 つとなります。研究開発資金の申込みは、併用が可能です。
- (2) 設備資金を申込み場合は、添付する見積書の金額以内となります。
- (3) 研究開発資金は、新製品、新商品、新サービス及び新技術の開発等をするために必要な設備資金又は運転資金となります。審査会に図り交付が決定します。

4. 連帯保証人

- (1) 法人の場合、融資あっ旋を受けようとする額にかかわらず、法人の代表者が個人の資格で連帯保証人となります。
- (2) 個人の場合、保証協会の保証を得るときに、保証協会の判断により連帯保証人が必要となることがあります。

5. 償還方法及び延滞金

- (1) 償還方法は、元金均等月賦償還となります。
- (2) 希望により融資金の残額を繰上償還することができます。

(3) 償還期間中に融資金を償還しない場合は、市が別に定める割合により、特定金融機関が延滞金を徴収することがあります。

6. 申し込みに必要な書類

	個人	法人
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋申込書（市の所定用紙）（2部）	◎	◎
印鑑証明書（2部）	◎	◎
連帯保証人の印鑑証明書（2部）		◎
履歴事項全部証明書（2部）		◎
納税証明書（前年度分） 法人税（その1、その2） 又は 法人事業税（1部）		◎
納税証明書（前年度分） 所得税（その1、その2） 又は 個人事業税（1部）	◎	
連帯保証人の市区町村民税等の納税証明書（納期の経過した税を完納したことが把握できるもの。ただし、狛江市在住の方は不要）（1部）		◎
許認可証（許認可を要する業種の場合のみ・コピー可）	◎	◎
決算報告書及び確定申告書（青及び白）の控（コピー可）	◎	◎
見積書・設計図・カタログ等（設備資金のみ・コピー可）（1部）	◎	◎
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋創業事業計画書及びそれに係る添付書類（創業資金のみ）（1部）	◎	◎
狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋研究開発事業計画書（研究開発資金のみ）（1部）	◎	◎
情報提供に関する同意書及び融資金償還に関する確認書（1部）	◎	◎

※証明書は以下のところで交付を受けてください。証明書は3か月以内に発行されたものに限りません。

なお、納税証明書の交付の有無については、あらかじめ下記へご照会ください。

登記事項： 東京法務局府中支局（TEL 042-335-4753）

法人税・所得税： 武蔵府中税務署（TEL 042-362-4711）

法人事業税・個人事業税： 立川都税事務所（TEL 042-523-3171）

7. 届 出

融資あっ旋の要件を欠いた場合及び融資あっ旋決定通知書の記載事項に変更が生じた場合は、市役所及び当該特定金融機関に必ず届け出してください。

8. 融資あっ旋決定の取り消し

下記の事由の1つに該当したときは、融資あっ旋決定が取消され、融資金の全額又は残額と、既に交付した利子補給補助金相当額を市へ償還していただくことがあります。

- (1) 融資あっ旋決定通知を受け取った後、10日以内に借入手続を完了しないとき。
- (2) 転出・事務所移転など、融資あっ旋の要件を欠いたとき。
- (3) 融資金を目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りの申し込みにより、融資金を借り受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

9. 信用保証料補助

当該特定金融機関から融資が実行された場合、運転資金及び設備資金についてはこの制度利用による融資あつ旋額に相当する信用保証料の1/2を、創業資金及び研究開発資金についてはこの制度利用による融資あつ旋額に相当する信用保証料の全額を市で補助します（保証料率表に基づき再計算いたします）。融資実行後、市役所よりお知らせを送付しますので、次の書類を持参のうえ、市役所に申請してください。

◎ 保証決定のお知らせ（保証協会発行）

◎ 印鑑（融資あつ旋申込に使用したものと同一の印鑑）

※ 繰上償還により信用保証料に変更が生じたときは、既に交付した補助額と変更後の信用保証料の一部を返還していただきます。

10. 特定金融機関一覧

金融機関名	住所	電話	保証機関
みずほ銀行 調布支店	調布市小島町 1-36-16	042(484)2211	東京信用保証協会
みずほ銀行 成城支店	世田谷区成城 5-1-25	(3482)8611	〃
みずほ銀行 狛江支店	狛江市中和泉 1-1-1	(3480)4571	〃
東京都民銀行 狛江支店	狛江市東和泉 1-30-4	(3489)5171	〃
三井住友銀行 喜多見支店	狛江市岩戸北 4-15-13	(3488)6501	〃
三井住友銀行 成城支店	世田谷区成城 2-34-14	(3416)2151	〃
八千代銀行 和泉多摩川支店	狛江市猪方 3-25-4	(3488)3011	〃
八千代銀行 調布支店	調布市菊野台 1-28-13	042(482)9131	〃
山梨中央銀行 調布支店	調布市国領町 4-42-3	042(485)5211	〃
城南信用金庫 狛江支店	狛江市東和泉 1-30-1	(3489)5191	〃
さわやか信用金庫 多摩川支店	調布市染地 3-1-253	042(483)4011	〃
さわやか信用金庫 喜多見支店	世田谷区喜多見 8-16-10	(3417)1651	〃
多摩信用金庫 調布支店	調布市国領町 1-9-8	042(482)6121	〃

問い合わせ先

狛江市役所 市民生活部 地域活性課

TEL 03—3430—1111

狛江市商工会

TEL 03—3489—0178